

公益財団法人 日本ゴルフ協会 委員会等規程

制定 平成 29 年 3 月 9 日
一部改正 平成 30 年 3 月 13 日
一部改正 平成 31 年 3 月 5 日
一部改正 2020 年 9 月 24 日
一部改正 2020 年 12 月 17 日
一部改正 2022 年 9 月 20 日
一部改正 2023 年 3 月 7 日
一部改正 2024 年 6 月 5 日
一部改正 2024 年 12 月 18 日
一部改正 2025 年 3 月 6 日
一部改正 2026 年 3 月 10 日

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ゴルフ協会（以下「この法人」という）定款第 43 条の規定に基づき、この法人の目的及び事業を円滑に遂行するための本部、委員会、（倫理委員会を除く）部会の組織、事業分掌及び職務権限に関する基本事項を定めることを目的とする。

(本部、委員会、部会の設置)

第2条 この法人の目的及び事業の円滑な遂行のため、別表のと通りの各本部、各委員会、各部会を置く。

第 2 章 本 部

(この法人の組織)

第3条 この法人に、次の 5 本部を置く。

- (1) 管理本部
- (2) オープン事業本部
- (3) オリンピックゴルフ競技対策本部
- (4) ゴルフ振興推進本部
- (5) 日本ゴルフ殿堂本部

2 前項の各本部の分掌事項は、別表に定めるとおりとする。

(職制)

第4条 本部に本部長を置く。

- 2 必要に応じて、本部に副本部長を置くことができる。
- 3 本部長及び副本部長は、理事会の決定に基づき、会長がこれを委嘱する。
- 4 本部長は、それぞれの本部の分掌事項を管轄する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が欠けたとき又は本部長に事故があるときは、その職務を代行する

(管理本部)

第5条 管理本部長は、事務局、総務委員会、財務委員会、経営戦略部会、法務委員会及び広報委員会(法人広報)を管轄する。

(オープン事業本部)

第6条 オープン事業本部に、チャンピオンシップボード及びゼネラルプロデューサーを置く。チャンピオンシップボード及びゼネラルプロデューサーの任免はオープン事業本部長が行う。

- 2 チャンピオンシップボードは、本部長の指示の下、オープン競技の統轄及び制作を行う。
- 3 ゼネラルプロデューサーは、チャンピオンシップボードからの委託を受け、以下の分掌事項を担当する。
 - (1) チーフトーナメントプロデューサーの選任
 - (2) トーナメントプロデューサーの選任
 - (3) チーフトーナメントディレクターの選任
 - (4) トーナメントディレクターの選任
 - (5) 運営協力委員の選任
 - (6) チーフコースセッティングディレクターの選任
 - (7) コースセッティングディレクターの選任
 - (8) ルールズディレクターの選任
 - (9) オープン競技開催に関する渉外活動
 - (10) その他オープン事業本部長が定める事項
- 4 チーフトーナメントプロデューサー、トーナメントプロデューサー、チーフトーナメントディレクター、トーナメントディレクター、運営協力委員、コースセッティングディレクター及びルールズディレクターの分掌事項については別に定めるところによる。

(オリンピックゴルフ競技対策本部)

第7条 アドバイザリーボードは、オリンピックゴルフ競技対策本部の諮問機関として、オリンピックゴルフ競技対策本部からの諮問に対する答申、意見具申等を行う。

- 2 アドバイザリーボードは、次の各号に掲げる者により構成される。
 - (1) この法人の会長 1名
 - (2) 公益社団法人日本プロゴルフ協会の会長 1名
 - (3) 一般社団法人日本ゴルフツアー機構の会長 1名
 - (4) 一般社団法人日本女子プロゴルフ協会の会長 1名
 - (5) 学識経験者 2名
- 3 アドバイザリーボードのメンバーのうち、学識経験者 2名は会長が選任し、委嘱する。

(ゴルフ振興推進本部)

第8条 ゴルフ振興推進本部に、以下の4部会を置く。

- (1) 情報シェアリング部会
- (2) ゴルフと健康部会
- (3) 女性とゴルフ部会
- (4) 政策部会

(日本ゴルフ殿堂本部)

第9条 日本ゴルフ殿堂本部に、エグゼクティブボード、セレクションコミッティー及びノミネートコミッティーを置く。エグゼクティブボードはエグゼクティブプレジデント、エグゼクティブディレクター、統括コーディネーターで構成され、任免は本部長が行う。

第3章 委員会

(分掌事項)

第10条 各委員会は、理事会の諮問機関として、その分掌事項に関し、理事会からの諮問に対する答申等を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。

- 2 各委員会の分掌事項は、別表に定めるとおりとする。
- 3 各委員会は、当該委員会を担当する業務執行理事及び当該委員会を管轄する本部の本部長と密接な連携を取り、それぞれの委員会に属する分掌事項の円滑な業務を執行する。

(委員長、副委員長及び委員)

第11条 各委員会には委員長を置く。

- 2 必要に応じて、委員会に副委員長を置くことができる。
- 3 各委員会の定員及び構成は、別表に定めるとおりとする。
- 4 委員会の委員長は、理事会の決定に基づき、会長がこれを委嘱する。
- 5 委員会の副委員長及び委員は、地区連盟推薦者を除き、当該委員会を担当する業務執行理事及び当該委員会を管轄する本部の本部長の推薦により、会長がこれを委嘱する。
- 6 別に定めなき限り、委員長の任期は4月1日から翌々年3月31日までの2年間、副委員長の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。
- 7 別に定めなき限り、各委員会の委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。
- 8 補欠又は増員により選任された各委員会の委員の任期は、前任者又は他の在任委員の任期の満了する時までとする。
- 9 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、副委員長又は予め各委員会で定めた順序により他の構成員がその職務を代行する。

(解嘱)

第12条 各委員会を担当する業務執行理事は、各委員会の副委員長及び委員について、職務の遂行に堪えないと認めるとき又はやむを得ない事情があるときは、当該委員会を管轄する本部の本部長と協議のうえ、これを解嘱することができる。

(招集)

第13条 各委員会は、当該委員会の委員長が招集する。

- 2 委員会を招集するときは、委員会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、委員会の日から1週間前までに当該委員会の各委員に対してその通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、各委員会は、当該委員会の委員の全員の同意がある場合は、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第14条 各委員会の委員長は、当該委員会の議長となる。なお、各委員会の委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、予め各委員会で定めた順序により他の構成員がこれに当たる。

(定足数)

第15条 各委員会は、構成員の過半数の委員の出席がなければ、開くことができない。

(決議)

第16条 各委員会の決議は、別に定めなき限り、出席した委員の過半数をもって行う。

- 2 各委員会の委員が、各委員会の分掌事項について提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる各委員会の委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の各委員会の決議があったものとみなす。
- 3 各委員会の委員は、別に定めなき限り、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第17条 各委員会には、必要に応じ審議事項に関係ある者を出席させ、説明を求めるとともに、その意見又は報告を聴取することができる。

(議事録)

第18条 各委員会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録しなければならない。

第4章 部 会

(分掌事項)

第19条 各部会は、委員会の諮問機関として、その分掌事項に関し、委員会からの諮問に対する答申等を行い、委員会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。

- 2 各部会の分掌事項は、別表に定めるとおりとする。
- 3 各部会は、委員会と密接な連携を取り、それぞれの部会に属する分掌事項の円滑な業務を執行する。

(部会長及び委員)

第20条 各部会には、部会長を置く。

- 2 必要に応じて、部会に副部会長を置くことができる。
- 3 各部会の定員及び構成は、別表に定めるとおりとする。
- 4 部会の部会長は、当該部会を担当する業務執行理事と管轄する本部の本部長の推薦により、会長がこれを委嘱する。

- 5 各部会の委員は、地区連盟推薦者を除き、当該部会を担当する業務執行理事と管轄する本部の本部長の推薦により、会長がこれを委嘱する。
- 6 別に定めなき限り、部会長及び副部会長の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。
- 7 別に定めなき限り、委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。
- 8 補欠又は増員により選任された各部会の委員の任期は、前任者又は他の在任委員の任期の満了する時までとする。
- 9 部会長が欠けたとき又は部会長に事故があるときは、予め各部会で定めた順序により他の構成員がその職務を代行する。

(解嘱)

第21条 各部会を担当する業務執行理事は、各部会の委員について、職務の遂行に堪えないと認めるとき又はやむを得ない事情があるときは、これを解嘱することができる。

(招集)

第22条 各部会は、当該部会の部会長が招集する。

- 2 部会を招集するときは、部会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、部会の日から1週間前までに当該部会の各部会委員に対してその通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、各部会は、当該部会の委員の全員の同意がある場合は、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第23条 各部会の部会長は、当該部会の議長となる。なお、各部会の部会長が欠けたとき又は部会長に事故があるときは、予め各部会で定めた順序により他の構成員がこれに当たる。

(定足数)

第24条 各部会は、構成員の過半数の委員の出席がなければ、開くことができない。

(決議)

第25条 各部会の決議は、別に定めなき限り、出席した委員の過半数をもって行う。

- 2 各部会の委員が、各部会の分掌事項について提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる各部会の部会委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の各部会の決議があったもの

とみなす。

- 3 各部会の委員は、別に定めなき限り、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第26条 各部会には、必要に応じ審議事項に関係ある者を出席させ、説明を求めるとともに、その意見又は報告を聴取することができる。

(議事録)

第27条 各部会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録しなければならない。

第5章 補 則

(改廃)

第28条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(定めのない事項)

第29条 この規程に定めるもののほか、この法人の目的及び事業を円滑に遂行するための委員会、部会の組織並びに分掌事項に関し必要な事項は、理事会の決するところによる。

- 2 この規程の規定の解釈に疑義を生じた事項及び定めのない事項に関しては、理事会の決するところによる。

附 則

- 1 この規程制定の際、現に組織されていた委員会、部会は、この規程により設置されたものとみなす。
- 2 この規程は、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。

公益財団法人日本ゴルフ協会 委員会等規程（別表）

本部	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
【管理本部】 本部長 1名	総務委員会	12名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 1名 (3) 委員 10名以内(地区連盟推薦 8名以内、業務執行理事・委員長推薦 2名以内)	(1) 事業計画、事業報告に関する事項。 (2) 役員の報酬及び役員・委員・職員の旅費に関する事項。 (3) 会員制度及び会員管理に関する事項。
	財務委員会	8名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 1名以内 (3) 委員 6名以内(業務執行理事・委員長推薦 6名以内)	(1) 収支予算及び決算に関する事項。 (2) 収入及び支出に関する事項。 (3) 資金計画の策定及び資金の調達に関する事項。 (4) 現金、預金、有価証券及び物品の出納に関する事項。 (5) 財産管理に関する事項。 (6) 資金運用に関する事項。
	経営戦略部会	8名 以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 7名以内(業務執行理事・部会長推薦 7名以内)	(1) 当協会の経営戦略に関する事項。
	法務委員会	5名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 委員 4名以内(業務執行理事・委員長推薦 4名以内)	(1) 法務に関する事項。 (2) 各種規程の原案作成に関する事項。 (3) ガバナンスに関する事項。

本部	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
【オープン事業本部】 本部長 1名	チャンピオンシップボード	5名以内	(1) 委員 5名以内(本部長推薦 5名以内)	(1) オープン競技の政策、運営に関する事項。
	ゼネラルプロデューサー	1名	(1) チャンピオンシップボード推薦 1名	(1) オープン競技の制作に関する総責任者。
	トーナメントプロデューサー	1名以内	(1) チャンピオンシップボード推薦 1名	(1) ゼネラルプロデューサーの指示のもと、個別オープン競技の制作に関する事項。
	チーフトーナメントディレクター	1名	(1) チャンピオンシップボード推薦 1名	(1) 個別オープン競技の運営に関する事項。
	トーナメントディレクター	3名以内	(1) チャンピオンシップボード推薦 3名以内	(1) チーフトーナメントディレクターの指示のもと個別オープン競技の運営に関する事項。
	ルールズコミッティ	44名以内	(1) チェアマン 1名 (2) チーフディレクター 1名(ゼネラルプロデューサー・チェアマン推薦 1名) (3) ディレクター 2名以内(ゼネラルプロデューサー・チェアマン推薦 2名以内) (4) レフェリー 40名以内(チェアマン・チーフディレクター推薦 40名以内)	(1) オープン競技におけるゴルフ規則の裁定に関する事項。
コースセッティングコミッティ	16名以内	(1) チェアマン 1名 (2) ディレクター 15名以内 (ゼネラルプロデューサー・チェアマン推薦 15名以内)	(1) オープン競技のコースセッティングに関する事項。	

本部	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
	オフィシャルスターター	4名以内	(1) チャンピオンシップボード 推薦 4名以内	(1) オープン競技におけるスターター。
	オープン競技企画部会	7名以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 6名以内(セネラルプロテュ ーサー・部会長推薦 6名以内)	(1) オープン事業の企画立案に関する事項。 (2) オープン事業の予算策定と収支の管理に関する事項。
	3 オープンマー チャンダイジ ング部会	7名 以内	(1) 部会長 1名 (2) 副部会長 1名 (3) 委員 5名以内 (セネラルプロテュ ーサー・部会長推薦 5名以内)	(1) 3 オープンブランドのマーチャンダイジングに関する事項。
	規則委員会	18名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 12名以内(地区連盟推 薦 8名以内、業務執行理 事・委員長推薦 4名以内) (4) アドバイザリーメンバー3 名以内(プロ 3 団体推薦)	(1) 日本語のゴルフ規則、アマチュア資格規則、用具規則の制定に関する事項。 (2) ゴルフ規則、アマチュア資格規則、用具規則の普及活動に関する事項。 (3) ゴルフ規則、アマチュア資格規則、用具規則に関する規則の解釈の調査・研究に関する事項。 (4) JGA ルールテストの作成に関する事項。 (5) 審判員規程の制定に関する事項。 (6) ゴルフ規則の紛議に関する裁定に関する事項。 (7) R&A 規則委員会及び R&A アマチュア資格委員会の各アドバイザーメンバーの候補者選任に関する事項。 (8) 国際競技及び海外メジャー競技等に派遣するレフェリー候補者の選任に関する事項。

本部	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
				<p><アマチュア資格規則></p> <p>(1)アマチュア資格に関する質疑回答並びにアマチュア復帰申請回答に関する事項。</p> <p>(2)アマチュア資格に関するガイドラインの制定に関する事項。</p> <p><用具規則></p> <p>(1) 日本国内メーカーが R&A に用具審査の手続をする際の支援に関する事項。</p> <p>(2) R&A/USGA との情報交換や連絡調整等に関する事項。</p>
	競技委員会	12名以内	<p>(1) 委員長 1名</p> <p>(2) 副委員長 1名</p> <p>(3) 委員 10名以内(地区連盟推薦 8名、業務執行理事・委員長推薦 2名以内)</p>	<p>(1) アマチュア競技に関する日程、開催場所の決定に関する事項。</p> <p>(2) アマチュア競技企画・運営・資金計画等に関する事項。</p>
	競技運営部会	70名以内	<p>(1) 部会長 1名</p> <p>(2) 副部会長 2名以内</p> <p>(3) 委員 67名以内(地区連盟推薦 60名以内、業務執行理事・委員長及び部会長推薦 7名以内)</p>	<p>(1) 主催男子・女子アマチュア競技の運営・管理に関する事項。</p> <p>(2) 国内アマチュア競技等に派遣するレフェリー候補者の選任に関する事項。</p>
	ハンディキャップ委員会	14名以内	<p>(1) 委員長 1名</p> <p>(2) 副委員長 2名以内</p> <p>(3) 委員 10名以内(地区連盟推薦 8名以内、業務執行理</p>	<p>(1) ハンディキャップの普及と運用に関する事項。</p> <p>(2) WHS 本部との情報交換、連絡調整等に関する事項。</p> <p>(3) ハンディキャップの規則書の作成等に関する事項。</p>

本部	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
			事・委員長推薦 2 名以内) (4) 参与 1 名以内(業務執行理事・委員長推薦 1 名以内)	
	コースレーティング部会	22 名以内	(1) 部会長 1 名 (2) 副部会長 2 名以内 (3) 委員 19 名以内(地区連盟推薦 8 名以内、業務執行理事・部会長推薦 11 名以内)	(1) コースレーティング査定に関する調査・研究に関する事項。 (2) コースレーティングセミナーの開催による査定員のスキル向上に関する事項。 (3) コースレーティングマニュアルの作成等に関する事項。
	ジュニア・普及委員会	16 名以内	(1) 委員長 1 名 (2) 副委員長 2 名以内 (3) 委員 13 名以内(地区連盟推薦 8 名以内、プロ 3 団体他団体推薦 3 名、業務執行理事・委員長推薦 2 名以内)	(1) ジュニアへのゴルフの普及に関する事項。
	指導者育成委員会	6 名以内	(1) 委員長 1 名 (2) 委員 5 名以内(業務執行理事・委員長推薦 5 名以内)	(1) 全国に優秀な指導者を育成することに関する事項。
	発掘育成委員会	11 名以内	(1) 委員長 1 名 (2) 副委員長 1 名 (3) 委員 9 名以内(地区連盟推薦 8 名以内、業務執行理事・委員長推薦 1 名以内)	(1) 各地区連盟に所属する強化指定選手へのサポートに関する事項。
	ナショナル強化委員会	23 名以内	(1) 委員長 1 名 (2) 副委員長 2 名以内	(1) 男女ナショナルチーム選手の選考及び強化に関する事項。 (2) 国際チーム競技への派遣選手団（選手、監督、コーチ及びキャプ

本部	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
			(3) 委員 5名以内（業務執行理事・委員長推薦 5名以内） (4) 強化スタッフ 15名以内（業務執行理事・委員長推薦 15名以内）	テン等）選考に関する事項。 (3) 海外個人競技への派遣選手の選考に関する事項。 (4) ルーキープロ強化プログラムに関する事項。
	ナショナルチーム関連協議会	4名以内	(1) 委員 4名以内（業務執行理事推薦 4名以内）	(1) 男女ナショナルチームの活動を円滑に行うための、日本学生ゴルフ連盟及び日本高等学校ゴルフ連盟との連絡・調整に関する事項。
	アスリート委員会	(1) アスリート委員会規程に準ずる。		
	医科学委員会	13名以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 1名 (3) 委員 10名以内（業務執行理事・委員長推薦 10名以内） (4) 参与 1名（業務執行理事・委員長推薦 1名）	(1) オリンピック日本代表選手（候補選手を含む）、オリンピック強化指定選手、ナショナルチームメンバー、地区連盟強化指定選手に対する医科学サポートに関する事項。 (2) 熱中症予防対策等競技運営時の安全管理に関する事項。
	アンチ・ドーピング委員会	8名以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 1名 (3) 委員 5名以内（業務執行理事・委員長推薦 5名以内） (4) 参与 1名（業務執行理事・委員長推薦 1名）	(1) アンチ・ドーピングの普及に関する事項。 (2) 主催競技におけるドーピング検査に関する事項。

本部	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
	外交委員会	11名以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 1名 (3) 委員 8名以内（業務執行理事・委員長推薦 8名以内） (4) 参与 1名（業務執行理事・委員長推薦 1名）	(1) APGC、IGF に関する事項。 (2) 国際交流事業の方針・企画策定に関する事項。 (3) 国際会議に派遣する役員・委員及び海外メジャー競技等に派遣する役員の選任に関する事項。
	広報委員会	24名以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 1名 (3) 委員 6名以内（業務執行理事・委員長推薦 6名以内） (4) 参与 1名（業務執行理事・委員長推薦 1名以内） (5) JGA オフィシャルライター 5名以内（業務執行理事・委員長推薦 5名以内） (6) ミュージアム参与 5名以内（業務執行理事・委員長推薦 5名以内） (7) ゴルフ学芸員 5名以内（業務執行理事・委員長推薦 5名以内）	(1) 広報活動（ホームページを含む）に関する事項。 (2) JGA Golf Journal、JGA Year Book 等の出版に関する事項。 (3) オープン事業に関する告知及びパンフレット製作に関する事項。 (4) JGA ゴルフミュージアムの運営、所蔵物の管理・購入に関する事項。 (5) ゴルフの歴史を正しく理解し、伝えるゴルフ学芸員に関する事項。
	マーチャンダイジング委員会	5名以内	(1) 委員長 1名 (2) 委員 4名以内（業務執行理事・委員長推薦 4名以内）	(1) JGA ブランドのマーチャンダイジングに関する事項。

本部	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
ゴルフ振興推進本部 本部長 1 名 副本部長 2 名 以内	ゴルフ振興推進本部推進会議	17 名以内	(1) 委員 15 名以内(地区連盟推薦 8 名、正副本部長推薦 7 名) (2) 参与 2 名以内(正副本部長推薦 2 名)	(1) ゴルフ振興全般に関する事項。
	情報シェアリング部会	10 名以内	(1) 部会長 1 名 (2) 委員 9 名以内 (正副本部長・部会長推薦 9 名以内)	(1) 国内外のゴルフに関する情報を収集・発信し、ゴルフ界全体の活性化を図ることに関する事項。
	ゴルフと健康部会	6 名以内	(1) 部会長 1 名 (2) 委員 5 名以内 (正副本部長・部会長推薦 5 名以内)	(1) 国民の幸福と健康維持増進への寄与、社会貢献に関する事項。 (2) 健康維持増進の為の「生涯スポーツ」「国民スポーツ」としてのゴルフを社会に認知させ普及する事項。
	女性とゴルフ部会	7 名以内	(1) 部会長 1 名 (2) 委員 5 名以内 (正副本部長・部会長推薦 5 名以内) (3) 参与 1 名(正副本部長・部会長推薦 1 名以内)	(1) 女性ゴルフの普及と拡大に関する事項。 (2) ゴルフ界における女性の地位向上に関する事項。
	政策部会	12 名以内	(1) 部会長 1 名 (2) 委員 11 名以内(地区連盟推薦 8 名以内、支配人連合会推薦 1 名、業務執行理事・部会長推薦 2 名以内)	(1) ゴルフに関する税制及び規制等に関する事項。 (2) ゴルフ振興議員連盟や地方自治体、公共団体との連携に関する事項。

本部	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
オリンピック ゴルフ 競技対策本部 本部長 1名	アドバイザー ボード	6名 以内	(1) 委員 6名以内 (JGA 会長 1名、プロ 3 団体会長 3 名、本部長推薦 2 名以内)	(1) オリンピックゴルフ競技に関する総合的なアドバイスに関する事項。
	強化委員会	8名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 1名 (3) 委員 6名以内(プロ 3 団体推薦 3 名、業務執行理事・委員長推薦 3 名以内)	(1) オリンピック日本代表選手 (候補選手を含む) 及びオリンピック強化指定選手の強化に関する事項。
日本ゴルフ殿堂本部	エグゼクティブボード	5名 以内		(1) 日本ゴルフ殿堂全般に関する事項。
	セレクション委員会			(1) 日本ゴルフ殿堂最終選考に関する事項。
	ハニート委員会			(1) 日本ゴルフ殿堂候補者選出に関する事項。
	倫理委員会		(1) 倫理委員会規程に準ずる。	